

○総務省告示第三十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変更案

変更案

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[略]	(4)	(5)	(6)
[略]	[略]	[略]	[略]
1710～1850	固定	公共業務用	この周波数の使用は、平成37年3月31日までに限る。
J 36 J 94	移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10～2による。
J 135	移動	公共業務用	別表10～2による。
[略]	[略]	[略]	[略]
3400～3456	固定	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
J 157 J 2	移動 (航空移動を除く。)	放送事業用	放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。
16	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	
3456～3600	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
J 157 J 2	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
[略]	[略]	[略]	[略]
4500～4800	固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用	
J 161	移動	電気通信業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[略]	(4)	(5)	(6)

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[同左]	(4)	(5)	(6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
1710～1850	固定	公共業務用	
J 36 J 94	移動	電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10～2による。
J 135	移動	公共業務用	別表10～2による。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
3400～3456	固定	電気通信業務用	放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。
J 157	移動 (航空移動を除く。)	放送事業用	
16	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	
3456～3600	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用	
J 157	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
4500～4800	固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用	
J 161	移動	電気通信業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz～275GHz

[同左]	国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
[同左]	(4)	(5)	(6)

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
27.5-28.5 J250 J2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J2 移動 J249 固定 J252	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[略]	[略]
28.5-29.1 J251	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J2 26 J232 J249 移動 固定	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[略]	[略]
29.1-29.5 J251	地球探査衛星 (地球 から宇宙) J253 固定衛星 (地球から 宇宙) J229 J2 30 J232 J249 J254 J255 移動 固定	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

国内周波数分配の脚注

[J11～J215 略]

J216

3400-3600MHzの周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

[J217～J295 略]

[別表1～10-1 略]

別表10-2 携帯無線通信 (二周波方式のものに限る。)用の周波数表

[略]	陸上移動局用周波数帯	[略]	基地局用周波数帯
[略]	1710MHzを超え1785MHz以下	[略]	1805MHzを超え1880MHz以下

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
27.5-28.5 J250 J2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J2 移動 J249 固定 J252	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[同左]	[同左]
28.5-29.1 J251	固定衛星 (地球から 宇宙) J206 J2 26 J232 J249 固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	[同左]	[同左]
29.1-29.5 J251	地球探査衛星 (地球 から宇宙) J253 固定衛星 (地球から 宇宙) J229 J2 30 J232 J249 J254 J255 固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

国内周波数分配の脚注

[J11～J215 同左]

J216(未使用)

[J217～J295 同左]

[別表1～10-1 同左]

別表10-2 携帯無線通信 (二周波方式のものに限る。)用の周波数表

[同左]	陸上移動局用周波数帯	[同左]	基地局用周波数帯
[同左]	1744.9MHzを超え1784.9MHz以下	[同左]	1839.9MHzを超え1879.9MHz以下

[略]	[略]	[同左]	[同左]
別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表		別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表	
2010MHzを超え2025MHz以下		2010MHzを超え2025MHz以下	
3400MHzを超え3600MHz以下		3480MHzを超え3600MHz以下	
[別表10-4～11-3 略]		[別表10-4～11-3 同左]	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。			